

# 羅唐戦争終結期記事にみる新羅の対唐意識

## 『三国史記』文武王一四・一五・一六年条の再検討

植田 喜兵成智

### 序 論

高句麗滅亡後、程なくして新羅と唐の戦争、いわゆる羅唐戦争が勃発した。新羅は、唐に抵抗する高句麗遺民を援助し、熊津都督府が置かれた百濟故地を占領し、それに対抗して唐は、高句麗遺民と新羅を征討するための遠征軍を度々派遣した。六七四年（新羅・文武王一四年、唐・上元元年）、唐が劉仁軌を鶏林道大総管に任命して新羅征討へ赴かせたことによって、戦争は最終局面を迎え、翌年には両軍が激突したことが中国側史料と朝鮮側史料の双方に記録されている。

ところが、戦争の最終的な決着については、両史料に大きな差異があるため、はっきりとしていない。旧新「唐書」や『資治通鑑』などの中国側史料では、六七五年二月の七重城

の決戦に唐軍が勝利、さらに買肖城でも新羅軍を撃破した後、新羅が唐に謝罪使節を派遣したことで、戦争が終結したことになる。一方、朝鮮側史料の『三国史記』では、新羅は、七重城で敗北した後、謝罪使節を派遣しているものの、続く泉城の戦い、買肖城の戦いで勝利を収め、翌年の伎伐浦の戦いでも勝利したという記録が残されている。このように戦争の決着が両国の史料で大きく異なっているのである。

戦争がいかに終結したのかという点は、戦争当時国にとつてその後の両国関係を規定する重要なものである。一般的に羅唐戦争は、新羅が唐に謝罪し再度冊封されたこと<sup>1)</sup>によって、両者の関係が修復され、終結したものと考えられてきた。しかし、そのような見方は、唐の主観的なものであり、新羅の視点を捨象していることが古畑徹氏<sup>2)</sup>によって批判されている。しかも古畑氏は、六七五年に再冊封された新羅の官爵が対立

以前のものより低くなっていることと、儀鳳三年（六七八）には新羅を再征討する計画が唐にあったことを指摘し、六九〇年代に至るまで両国間の外交使節の往来がほとんどないことを明らかにし、必ずしも再冊封をもって両者の関係が修復されたとはいえないと述べた。

このような指摘をふまえると、新羅側は羅唐戦争がどのようにに終結したと考えていたのかという観点が肝要になる。古畑氏は、新羅の主体性を尊重して議論を進めているものの、遣使記事の分析を主眼にしているため、この問題については検討を行っていない。だが、羅唐戦争終結後における新羅の対唐認識の解明は、その後の対唐政策と関連する重要な課題である。

新羅の羅唐戦争観を明らかにするには、新羅側の動向を伝える『三国史記』新羅本紀を分析することが前提になる。ところが、戦争の終結期を描いている文武王一四年、一五年、一六年条を見ると、きわめて不可解な記事配列となっている。文武王一五年条をそのまま理解すると、両国が一年の間に開戦、謝罪を何度もくりかえしたことになる。こうした記事配列の不自然さと、朝鮮側と中国側史料の記述の齟齬のため、羅唐戦争の終結の過程は曖昧模糊としており、新羅側が羅唐戦争をどのようにに捉えていたのかという点も不明瞭であった。

かかる錯綜する史料の問題について、最初に本格的な考証

に取り組んだのは池内宏氏である。池内氏は、文武王一五年条は錯乱しており、史料の係年が粗雑であるという認識のもとで史料考証を行った。すなわち、六七四年二月に唐が征討軍を派遣したことで開戦し、六七五年二月に新羅が謝罪することで終戦した戦役として、『三国史記』の羅唐戦争関連記事を正確とされる中国史料の文脈に沿って大胆に入れ替えたのである<sup>3)</sup>。

この見解に対して古畑氏は、「池内氏の論理は中国側記事への信頼が前提にあり、それに合致するか否か、それとどう異なるかを史料批判の出発点とする。そのため、新羅側記事が中国側記事に記された上元一・二年の役の空間的・時間的範囲を出ると、記事の移動がなされねばならないといった論理になっている」と述べ、新羅側史料の独自性を否定している点に大きな問題があることを指摘した<sup>4)</sup>。

だが、古畑氏も池内説に対する全面的な再検討を行っているわけではなく、部分的な批判に留まっており、池内説は有力な見解としていまなお影響力を持つ<sup>5)</sup>。

韓国においては池内説とは全く異なった見解が有力である。ジョン・C・ジェミンス氏は、中国史料の羅唐戦争関連記事には不備がある一方、朝鮮側史料『三国史記』の記事が極めて詳細であることを根拠として、羅唐戦争関連の史料としては『三国史記』に全面的に依拠すべきであると主張した<sup>6)</sup>。

ジェミンス説は、現在の韓国において通説的な位置を占め

ており、新羅側の視点から羅唐戦争を描く立場の研究は、いづれもジェミスン説を採用している。ここには『三国史記』の記述＝新羅の視点という常識が成立しているように見受けられる。

ところが、『三国史記』はその成立事情から編纂者である金富軾の思想による改変を受けていることは周知の事実である<sup>8)</sup>。この事実を考慮すると、『三国史記』の記述＝新羅の視点として単純化できるのか甚だ疑わしい。

このように池内説、ジェミスン説はともに新羅の視点をつかみそこねている可能性が高い。それゆえ、池内説の問題点を再確認すると同時に、ジェミスン説の妥当性についても検証する必要がある。そして両説を批判的に検討し、羅唐戦争の終結を新羅がどのように捉えていたのかを追究したい。

そこで本稿では、第一に、羅唐戦争関連記事における新羅側史料の独自性について検討する。『三国史記』の羅唐戦争関連記事は、中国史料よりも情報量が非常に豊富であり、『三国史記』の他の時代の記述と比べても分量が多い。かかる豊富な記事に新羅側史料としての独自性が認められるかを分析することによって、新羅人の視点が羅唐戦争関連記事中にもどどのように残存しているかが明らかになるだろう。

第二に、文武王一四・一五年条に現れた中国史料からの引用記事について分析する。引用記事が羅唐戦争関連記事のなかで果たしている機能を明らかにすることを通じて、文武王

一五年条が不可解な記事配列になっている原因を特定するとともに、一五年条を『三国史記』の文脈のまま理解することが必ずしも新羅側の視点に立つことにはならないことを確認する。

第三に、新羅の視点から見て羅唐戦争がどのように終結していたのかを復元する。文武王一四・一六年条の羅唐戦争関連記事の不可解な点を解消し、かつ新羅側独自の記録に注目することで、新羅が羅唐戦争をどのように終結させたか認識していたのかを推定していく。これらの検討によって、羅唐戦争直後における新羅の対唐意識を知ることができよう。

## 一 新羅所伝の羅唐戦争記事

### (一) 独自記事と中国史料の関係

羅唐戦争に関連する『三国史記』の記事と中国史料の記事は、いかなる関係にあるのだろうか。中国史料と比べたときに、『三国史記』の記事の独自性がどのようなところに認められるのかは、これまで十分に検討されてきていない。そこで、基本的な作業として羅唐戦争に関連する『三国史記』と中国側史料の関係について確認してみよう。

まず中国側史料に記された羅唐戦争の全貌は、ほぼ【表1 中国側史料の羅唐戦争記事一覧】の通りである。ジェミスン氏も指摘するとおり、詳細な記述があるわけではなく、断片

【表1 中国側史料の羅唐戦争記事一覧】

年次	出来事	出典
咸亨元(670)4月	高句麗遺民鉗牟岑の反乱。	(新)本紀、(新)高麗伝※1、(資)
	高侃、李謹行、楊昉らに高句麗遺民征討に赴く。	(新)本紀、(資)
	安舜、鉗牟岑を殺害、新羅へ逃亡。	(新)高麗伝、(資)
年次不明	薛仁貴、新羅征討へ赴く	(旧)(新)薛仁貴伝※2
咸亨2年7月	高侃、安市城で高句麗遺民を破る。	(新)高麗伝※3、(資)
咸亨3年(672)12月	高侃、白水山(泉山)で高句麗遺民軍・新羅軍を破る。	(旧)本紀※4、(新)高麗伝※3、(資)
咸亨4年(673)閏5月	李謹行、高句麗遺民軍を瓠蘆河(發蘆河)で破る。	(旧)本紀、(新)高麗伝、(資)、(冊)
上元元年(674)2月	劉仁軌、李弼、李謹行に新羅征討を命じる。また新羅王の官爵を削除する。	(旧)(新)本紀、劉仁軌伝、(資)※5、(冊)、(会)
上元2年(675)2月	劉仁軌、七重城で新羅を破る。	(旧)本紀、(新)本紀、新羅伝、(資)、(冊)、(会)
	李謹行、買肖城で新羅を破る。	(新)新羅伝、(冊)、(資)
	新羅、遣使して唐に謝罪する。	(旧)本紀、(新)本紀、新羅伝、(資)、(冊)、(会)
同年9月	新羅、唐に方物を献上する。	(冊)

(旧)…『旧唐書』 (新)…『新唐書』 (資)…『資治通鑑』 (冊)…『冊府元龜』 (会)…『唐会要』

- ※1 『新唐書』高麗伝では総章2年(669)のこととなっており、咸亨元年以前の可能性もあるが、他の史料が咸亨元年としているため、ここでは咸亨元年の出来事とした。
- ※2 薛仁貴が何年に赴いたかは伝世文獻では不明。拙稿「唐人郭行節墓誌からみえる羅唐戦争一六七一年の新羅征討軍派遣問題を中心に」(『東洋学報』96-2、2014年)における出土墓誌史料を用いた検討で671年に派遣されたことを指摘した。
- ※3 『新唐書』高麗伝では月日の記述がないが、『資治通鑑』の記事にそれぞれ従う。
- ※4 『旧唐書』高宗本紀では、高侃が新羅軍を破った場所は横水とあるが、内容から白水の戦いと同一の戦鬪を指すと考えられる。
- ※5 『資治通鑑』のみはこれを正月の出来事とする。

的であるとさえいえる。<sup>9)</sup>

次に『三国史記』の記事の文脈に沿って、中国史料との対応関係を提示したものが【表2 『三国史記』新羅本紀の羅唐戦争記事と中国史料との対応関係】である。中国史料よりも『三国史記』のほうが詳細であることは明白であろう。

さらに重要なことは、『三国史記』の記事のほとんどが中国史料の記事と対応していない点である。年次、月日、勝敗などの内容に至るまで、『三国史記』と中国史料は一致しない。こうした中国史料に対応するもののない記事を『三国史記』の独自記事と呼びたい。

他方で、完全に一致する記事も存在するが、それらは独自記事ではなく、中国史料を原典とする記事である。これらを引用記事と呼ぶこととする。

以上の比較によって、『三国史記』と中国史料は性格を全く異にする史料ということがわかる。両国の史料は異なる立場から記述されており、一致しないことは当然であると考えられる。つまり、『三国史記』

【表2 『三国史記』新羅本紀の羅唐戦争記事と中国史料との対応関係】

年次	出来事	対応関係
文武王9年(669)5月	唐に謝罪使節派遣。	×
文武王10年(670)春正月	謝罪使良因死亡。	×
文武王10年3月	新羅の薛烏儒と高句麗の高延武が鴨緑江を越え、屋骨に布陣して皆敦壤の靺鞨軍と対峙。	×
文武王10年4月4日	新羅軍は皆敦壤の靺鞨軍を破り、白城へ退却。	×
文武王10年6月	高句麗遺民の牟岑が拳兵し安勝を擁立する。	△
文武王10年6月	牟岑、新羅へ援助を要請。	×
文武王10年6月	新羅、安勝らを金馬渚に配置。	×
文武王10年7月	新羅と熊津都督府の講和失敗、新羅は百済の63城を攻め取る。	×
文武王10年8月1日	新羅、安勝を高句麗王に冊封する。	×
文武王11年(671)正月	新羅軍、百済を攻め熊津の南で戦う <sup>i</sup> 。	×
文武王11年正月	新羅軍、舌口城で靺鞨と戦う。	×
文武王11年正月	新羅、唐軍の来襲に備えて甕浦に守備兵配置。	×
文武王11年6月	新羅軍、加林城を攻め、石城で唐軍と戦う。	×
文武王11年7月26日	薛仁貴の問責状届き、文武王は答書を出す。	×
文武王11年7月	新羅、所夫里州を設置する。	×
文武王11年9月	唐の高侃、平壤に到着。	×
文武王11年9月	高侃、帯方に侵入する。	×
文武王11年10月6日	新羅軍、唐の漕船を撃破する。	×
文武王12年(672)正月	新羅軍、百済の古省城を落とす。	×
文武王12年2月	新羅軍、百済の加林城を攻める。	×
文武王12年7月	高侃・李謹行軍、平壤に八つの陣営を築く。	×
文武王12年8月	唐軍、韓始城・馬邑城を落とし白水城に布陣。	×
文武王12年8月	新羅軍、唐軍と白水城で戦う。緒戦は勝つも石門で大敗する <sup>ii</sup> 。	△
文武王12年9月	新羅、唐に謝罪して貢物のほか、捕虜を送還。	×
文武王13年(673)7月	大吐が唐に内通して謀反。	×
文武王13年9月	徹川を派遣して西海を鎮守させる。	×
文武王13年9月	新羅軍、瓠澮河・王逢河で戦い唐軍を破る。	△
文武王13年冬	唐軍、牛岑城を落とす。	×
文武王13年冬	唐軍、大楊城・童子城を落とす。	×
文武王14年(674)正月	唐、劉仁軌らに新羅征討を命じる。文武王の官爵を剥奪し金仁問を新羅王に任命 <sup>iii</sup> 。	○ ※1
文武王14年9月	新羅、安勝を報徳王に封じる	×
文武王15年(675)2月	劉仁軌、七重城で新羅軍を破る。新羅、唐に謝罪使節を派遣し、官爵復活。	○ ※2
文武王15年2月	新羅、唐軍が契丹・靺鞨とともに来襲することを知り九軍を待機させる。	×
文武王15年9月	新羅軍が薛仁貴軍を泉城で破る。	×
文武王15年9月29日	李謹行軍、買肖城で新羅に敗れる <sup>iv</sup> 。	△
文武王15年9月	新羅、唐に方物献上。	○ ※3
文武王15年	新羅軍、阿達城で靺鞨と戦い、城主素那戦死 <sup>v</sup> 。	×

文武王15年	新羅軍、七重城で唐軍と戦い、小守儒冬戦死。	×
文武王15年	新羅軍、赤木城で靺鞨と戦い、県令脱起戦死。	×
文武王15年	新羅軍、石峴城で唐軍と戦い、県令仙伯・悉毛戦死。	×
文武王16年(676)7月	新羅軍、道臨城で唐軍と戦い、県令居尸知戦死。	×
文武王16年11月	新羅軍、薛仁貴軍と伎伐浦で戦い、勝利。	×

#### 【対応関係】

- ×…中国史料に全く記されていない情報を伝えるもの
- △…中国史料と対応する記事があるが、異なった内容を伝えるもの
- …中国史料からの引用であるもの

#### 【引用記事典拠】

- ※1…『資治通鑑』巻202・唐紀・上元元年正月条
- ※2…『資治通鑑』巻202・唐紀・上元2年2月条+『新唐書』巻222・新羅伝
- ※3…『冊府元龜』巻970・外臣部・朝貢3

#### 注

- i この戦いで戦死した『三国史記』巻47・夫果伝にも同様の記述がある。
- ii 石門の戦いに関しては『三国史記』巻43・金庾信伝下にもその戦いの様子が記されている。
- iii 『三国史記』巻44・金仁問伝にも同様の記述がある。
- iv 『三国史記』巻43・金庾信伝下にもこの戦闘があったことを伝える記述があるが、ここでは買蘇川城と城名が記されている
- v この戦闘に関しては『三国史記』巻47・素那伝に詳細が記されているが、ここでは春の出来事として描かれている。

の史料としての独自性が認められることから、池内説のように両者が一致することを前提とした史料考証には疑問がある。ましてや、『三国史記』の文脈を無視して史料を整理する方法には、大いに問題があると言わざるをえない。

#### (2) 独自記事の史料的由来

『三国史記』の羅唐戦争関連記事が非常に詳細であることは、『三国史記』という史書のなかでどのように理解されるべきなのだろうか。かつて末松保和氏も、武烈王・文武王期の『三国史記』の記事は他の時代の叙述よりも詳細であることを指摘している<sup>⑩</sup>。すなわち、この時期の記事には際立った特徴が認められるということである。その特徴が成立した背景を追究していくことによって、『三国史記』の記事は新羅側史料といえる独自性を持つのが明らかにされる。

さて、この時期の記事のなかには、他の時期と比べて、大きな特徴となっている記事が存在する。『三国史記』は、出来事の年次月日を表す際、月まで記すことが大半であり、日付まで記した記事は極めて少ない。そのような日付までを記した記事を便宜的に日付記入記事と呼称する。

日付記入記事が新羅本紀のうち武烈王・文武王の時期に特に集中していることは次の【表3】『三国史記』新羅本紀中の日付記入記事一覧から見て取れる。加えて、武烈王・文武王の時期の日付記入記事のほとんどが百濟、高句麗、唐と

【表 3 『三国史記』新羅本紀中の日付記入記事一覧】

王代	王名	年号	西暦	月日	出来事
1	赫居世	五鳳元年	前57	4月丙辰	即位
1	赫居世	4年	前54	4月辛丑	日蝕
1	赫居世	24年	前34	6月晦	日蝕
1	赫居世	30年	前28	4月晦	日蝕
1	赫居世	32年	前26	8月晦	日蝕
1	赫居世	43年	前15	2月晦	日蝕
1	赫居世	54年	前4	2月己酉	隕石
1	赫居世	56年	前2	正月晦	日蝕
1	赫居世	59年	2	9月晦	日蝕
2	南解次次雄	3年	6	10月朔	日蝕
2	南解次次雄	13年	16	7月晦	日蝕
3	儒理尼師今	なし			
4	脱解尼師今	なし			
5	婆娑尼師今	なし			
6	祇摩尼師今	13年	124	9月晦	日蝕
6	祇摩尼師今	16年	127	7月朔	日蝕
7	逸聖尼師今	8年	141	9月晦	日蝕
7	逸聖尼師今	10年	143	6月乙丑	天文
8	阿達羅尼師今	13年	166	正月朔	日蝕
9	伐休尼師今	3年	186	5月晦	日蝕
9	伐休尼師今	11年	194	6月晦	日蝕
10	奈解尼師今	5年	200	9月朔	日蝕
10	奈解尼師今	6年	201	3月朔	日蝕
11	助賁尼師今	なし			
12	沾解尼師今	10年	256	10月晦	日蝕
12	沾解尼師今	15年	261	12月28日	王の薨去
13	味鄒尼師今	なし			
14	儒礼尼師今	なし			
15	基臨尼師今	なし			
16	訖解尼師今	なし			
17	奈勿尼師今	なし			
18	実聖尼師今	なし			
19	訥祇麻立干	なし			
20	慈悲麻立干	22年	479	2月3日	王の薨去
21	照知麻立干	なし			
22	智証麻立干	なし			
23	法興王	なし			
24	真興王	33年	572	10月20日	八閏筵会開催
25	真智王	4年	579	7月17日	薨去記事
26	真平王	31年	609	10月15日	山火事の鎮火
27	善徳王	15年	646	正月8日	善徳王薨去記事
28	真徳王	元年	647	正月17日	毗曇の乱の処理

28	真徳王	5年	651	正月朔	賀正記事
29	武烈王	7年	660	5月26日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	6月18日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	6月21日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	7月9日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	7月12日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	7月13日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	7月18日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	7月29日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	8月2日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	8月26日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	9月3日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	9月23日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	9月28日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	10月9日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	10月18日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	10月30日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	11月1日	高句麗戰役
29	武烈王	7年	660	11月5日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	11月7日	百濟戰役
29	武烈王	7年	660	11月22日	百濟戰役
29	武烈王	8年	661	3月5日	百濟殘党征討
29	武烈王	8年	661	3月12日	百濟殘党征討
29	武烈王	8年	661	4月19日	百濟殘党征討
29	武烈王	8年	661	5月9日(11日)	高句麗戰役
30	文武王	元年	661	7月17日	高句麗戰役
30	文武王	元年	661	9月19日	百濟殘党征討
30	文武王	元年	661	9月25日	百濟殘党征討
30	文武王	元年	661	9月27日	百濟殘党征討
30	文武王	元年	661	10月29日	唐使の来訪
30	文武王	2年	662	正月18日	高句麗戰役
30	文武王	2年	662	正月23日	高句麗戰役
30	文武王	2年	662	2月1日	高句麗戰役
30	文武王	2年	662	2月6日	高句麗戰役
30	文武王	3年	663	10月21日	百濟殘党征討
30	文武王	3年	663	11月4日	百濟殘党征討
30	文武王	4年	664	8月14日	地震
30	文武王	7年	667	11月11日	高句麗戰役
30	文武王	8年	668	6月12日	高句麗戰役
30	文武王	8年	668	6月21日	高句麗戰役
30	文武王	8年	668	6月22日	高句麗戰役
30	文武王	8年	668	6月27日	高句麗戰役
30	文武王	8年	668	6月29日	高句麗戰役
30	文武王	8年	668	7月16日	高句麗戰役

30	文武王	8年	668	9月21日	高句麗戦役
30	文武王	8年	668	10月22日	高句麗戦役
30	文武王	8年	668	10月25日	高句麗戦役
30	文武王	8年	668	11月5日	高句麗戦役
30	文武王	8年	668	11月6日	高句麗戦役
30	文武王	8年	668	11月18日	高句麗戦役
30	文武王	9年	669	2月21日	文武王の教書
30	文武王	10年	670	4月4日	羅唐戦争
30	文武王	11年	671	7月26日	羅唐戦争
30	文武王	11年	671	10月6日	羅唐戦争
30	文武王	13年	673	7月1日	金庾信の死亡
30	文武王	15年	675	9月29日	羅唐戦争
30	文武王	21年	681	正月朔	天変地異
30	文武王	21年	681	7月1日	王の薨去
31	神文王	元年	681	8月8日	謀反鎮圧
31	神文王	元年	681	8月13日	謀反鎮圧
31	神文王	元年	681	8月16日	謀反鎮圧
31	神文王	元年	681	8月28日	謀反鎮圧
31	神文王	9年	689	閏9月26日	御幸
31	神文王	11年	691	3月1日	立太子
31	神文王	11年	691	3月13日	大赦
32	孝昭王	なし			
33	聖徳王	なし			
34	孝成王	なし			
35	景德王	20年	761	正月朔	天文
35	景德王	23年	764	12月11日	天文
36	恵恭王	6年	770	5月11日	天文
36	恵恭王	6年	770	6月12日	天文
36	恵恭王	6年	770	6月29日	怪異
37	宣徳王	6年	785	正月13日	王の薨去
38	元聖王	5年	789	正月朔	日蝕
38	元聖王	8年	792	11月朔	日蝕
38	元聖王	14年	798	12月29日	王の薨去
39	昭聖王	なし			
40	哀莊王	2年	801	5月朔	日蝕
40	哀莊王	9年	808	7月朔	日蝕
41	憲徳王	7年	815	8月朔	日蝕
41	憲徳王	10年	818	6月朔	日蝕
41	憲徳王	13年	821	12月29日	天災
41	憲徳王	14年	822	3月18日	金憲昌の乱
41	憲徳王	14年	822	4月13日	怪異
41	憲徳王	14年	822	7月12日	怪異
41	憲徳王	15年	823	正月5日	怪異
41	憲徳王	15年	823	正月9日	怪異

41	憲徳王	15年	823	4月12日	天文
42	興徳王	11年	836	正月朔	日蝕
43	僖康王	なし			
44	閔哀王	2年	839	閏正月19日	金陽の反乱
45	神武王	元年	839	7月23日	王の薨去
46	文聖王	6年	844	2月朔	日蝕
46	文聖王	7年	845	12月朔	怪異
47	憲安王	5年	861	正月29日	王の薨去
48	景文王	15年	875	7月8日	王の薨去
49	憲康王	6年	880	9月9日	怪異
49	憲康王	11年	885	10月壬子	天文
49	憲康王	12年	886	7月5日	王の薨去
50	定康王	2年	887	7月5日	王の薨去
51	真聖王	3年	889	3月朔	日蝕
51	真聖王	4年	890	正月15日	王の御幸
51	真聖王	11年	897	12月乙巳	王の薨去
52	孝恭王	15年	911	正月朔	日蝕
53	神徳王	なし			
54	景明王	なし			
55	景哀王	なし			
56	敬順王	なし			

の戦役に関する記事であるところにも特徴がある。この二人の王の時期を除いた日付記入記事は、王の即位・薨去記事、謀叛に関連する記事などの例外が一部あるものの、おおむね天文関連の記事であり、何らかの具体的な事件について述べているわけではなく、後世の追記も多いと思われる<sup>①</sup>。

このような史料状況から考えて、羅唐戦争期をも含めた武烈王・文武王の本紀には、他の本紀とは異なる原典、つまり性格の異なる史料が用いられた蓋然性は高い。では、それはいかなる史料なのであろうか。

新羅では六世紀の真興王代には国史が既に編纂されていたという<sup>②</sup>。そのような国家によつて編纂された記録も当該時期の原典になっていると考えられるが、他の時期の記録と比べて、武烈王・文武王の本紀に日付記入記事が格別に集中する理由とはならない。そこで武烈王・文武王の時代に日付記入記事が集中していることと、戦役に関わる記事が多いことに着目して検討してみよう。

第一に注目すべきは時期である。武烈王・文武王の在位期間と重複する時代の文献があれば、それが原典の一つとなっている可能性が高い。ここで注目されるのが『三国史記』巻四三・金庾信伝下の次の記事である。すなわち、

庾信玄孫新羅執事郎長清、作行録十卷。行於世、頗多釀辭。故刪落之、取其可書者爲之傳。

庾信の玄孫新羅執事郎長清、行録十卷を作す。世に行わ

るるも、頗る醜辭多し。故に之を刪落して、其の書くべき者を取り之れ傳と爲す。

とある。右の記事によれば、金庾信の玄孫にあたる金長清なる人物が行録という金庾信に関する伝記を作成し、『三国史記』の編纂者はこれを省略して立伝したという。

金庾信は、武烈王（金春秋）とともに活躍した將軍であり、新羅の統一に貢献した人物として知られている。彼の列伝は、『三国史記』のなかでも上・中・下に分かれる長編であり、特に重要視されているもので、新羅の三国統一過程に関する詳細な情報を提供してくれる史料である。その原典となったといわれる金庾信行録は、金庾信の生涯の活躍を描いたものであろう。

この金庾信の活動した時期が武烈王・文武王の時期とほぼ一致する。さらに金庾信行録は本紀の原典としても使用されたことが指摘されている<sup>19</sup>。したがって、当該時期の充実した記述の背景には、金庾信行録という新羅人の手による史料が原典としてあったからだと考えられるだろう。

第二に注目すべきは軍功に関する記録である。日付記入記事のほとんどは、戦役に関わるものであることは既に述べた。それゆえ、何らかの詳細な軍事的記録が原典となっていた可能性が高い。それに関していくつかの興味深い史料がある。

一つは、『三国史記』巻七・新羅本紀・文武王十一年（六七二）七月二六日条である。ここには唐の新羅征討軍總管薛仁

貴による問責状が新羅の文武王に送られたことが記され、その書状に対する文武王の返書が収められている。文武王の書状中には、

（乾封三年）英公漏云、新羅前失軍期、亦須計定。新羅兵士、得聞此語、更增怕懼。又立功軍將竝錄入朝。已到京下、即云、今新羅竝無功。夫軍將歸來、百姓更加怕懼。〔乾封三年（六六八）英公漏らして云わく「新羅前に軍期を失することも、亦た須らく計えて定むべし」と。新羅の兵士、此の語を聞き得たれば、更に怕懼を増す。又た功を立つる軍將、竝びに錄され入朝し、已に京下に到る。即ち云わく「今新羅竝びに功無し」と。夫れ軍將歸り來たるに、百姓更に怕懼を加う。〕

と記されている箇所がある。これは、六六八年、唐・新羅連合軍が高句麗を滅亡させた際、新羅が軍功を挙げたにもかかわらず、軍規違反に問われ、功勞を正当に評価されなかったことを説明し、新羅が唐に対して敵対することになったことを釈明しようとしているくだりである。この文書中の傍線部に注目したい。新羅の軍將の功勞が記録されており、唐朝に伝えられた事実が記されている。すなわち、公的な軍功記録が新羅において作成されていたことがうかがえるのである。また新羅人自身が軍事的な働きについての記録を残していた傍証として、先述の金庾信伝には、

摠章元年。唐皇帝既策英公之功、遂遣使宣慰濟師助戰、

兼賜金帛。亦授詔書於庾信、以褒獎之、且諭入朝而不果行。其詔書傳於家、至五世孫失焉。

摠章元年（六六八）。唐皇帝、既に英公の功を策して、遂に使を遣わし師を濟すくい戦を助くるを宣慰し、兼ねて金帛を賜う。亦た詔書を庾信に授け、以て之を褒獎し、且つ入朝を諭すも果して行かず。其の詔書、家に傳わるも、五世孫に至りて失わる。

という記述がある。金庾信がその功勞を唐の皇帝から賞された詔書を後裔が保管していたという。ここで重要なのは金庾信が軍功に関わる証拠を保存していた事実である。前述のとおり、新羅が将士の軍事的功績を記録していたこととあわせて考えるならば、金庾信以外の武将も当然、自身の軍事的功績に関する記録を保管していたことだろう。

この時期の戦争は、新羅の勢力拡大にとつてきわめて重要なものであった。したがって、各将士は、自身の武功を記録、保管しており、新羅国家も公的に記録していたのではないだろうか。つまり、武烈王・文武王の二代に戦役に関する詳細な記事が充実しているのは、新羅人自身が残した軍事的記録が豊富であったためであろう。

『三国史記』の羅唐戦争関連記事のうち独自記事は、新羅人の手による原典を持ち、新羅側の視点によって描かれているものとみてよいだろう。中国史料とは異なる立場から叙述されたものであり、その点において新羅側史料としての独自

性を尊重しなくてはならない。それゆえ、池内説のように中国側史料の文脈にあわせて、『三国史記』の記事を移動させることは不適當である。

## 二 錯乱問題と中国史料引用記事

### (1) 引用記事の原典

『三国史記』をむやみに移動させる池内説の方法は穩当ではない。とはいえ、文武王一五年条が非常に不可解な構成になっていることも動かしがたい事実である。

問題となる『三国史記』新羅本紀の記事を列挙してみよう。なおここで使用する記号〔A〕〔O〕は、池内・古畑両氏が使用しているものと同一であり、不必要な混乱を避けるため、本稿もそれに従う。ただし、本稿は一四年正月条もあわせて検討するため、一四年正月条を便宜上〔X〕とする。

X 『三国史記』卷七・新羅本紀・文武王一四年（六七四）正月条

王納高句麗叛衆、又據百濟故地、使人守之。唐高宗大怒詔削王官爵。王弟右驍衛員外大將軍臨海郡公仁問在京師、立以爲新羅王、使歸國。以左庶子同中書門下三品劉仁軌爲雞林道大摠管、衛尉卿李弼・右領軍大將軍李謹行副之、發兵來討。

王、高句麗の叛衆を納め、又た百濟の故地に據りて、人

をして之を守らしむ。唐高宗、大いに怒りて詔して王の官爵を削らしむ。王弟右驍衛員外大將軍臨海郡公仁問、京師に在るに、立てて以て新羅王と爲し、歸國せしめんとす。左庶子同中書門下三品劉仁軌を以て雞林道大摠管と爲し、衛尉卿李弼・右領軍大將軍李謹行もて之に副とし、兵を發して來討せしめんとす。

A 文武王一五年（六七五）二月条

二月。劉仁軌破我兵於七重城。仁軌引兵還、詔以李謹行為安東鎮撫大使、以經略之。王乃遣使入貢且謝罪。帝赦之復王官爵。金仁問中路而還改封臨海郡公。

二月。劉仁軌、我が兵を七重城に破る。仁軌、兵を引きて還るに、詔して李謹行を以て安東鎮撫大使と爲し、以て之を經略せしめんとす。王、乃ち使を遣わし入貢且つ謝罪せしむ。帝、之を赦し王の官爵を復す。金仁問、中路にして還り改めて臨海郡公に封ぜらる。

B 文武王一五年（六七五）二月条

然多取百濟地、遂抵高句麗南境爲州郡。

然るに多く百濟の地を取り、遂に高句麗の南境に抵り州郡と爲す。

C 同年二月条

聞唐兵與契丹靺鞨兵來侵、出九軍待之。

唐兵、契丹・靺鞨兵と來侵せんとするを聞き、九軍を出だし之を待つ。

D 同年九月条

秋九月。薛仁貴以宿衛學生風訓之父金眞珠伏誅於本國、引風訓爲鄉導來攻泉城。我將軍文訓等逆戰勝之、斬首一千四百級、取兵船四十艘。仁貴解圍退走。得戰馬一千匹。秋九月。薛仁貴、宿衛學生風訓の父金眞珠の本國に伏誅するを以て、風訓を引き鄉導と爲し、泉城に來攻す。我が將軍文訓等、逆戰して之に勝ち、斬首すること一千四百級、兵船を取ること四十艘なり。仁貴、圍みを解きて退走す。戰馬を得ること一千匹なり。

E 同年九月二九日条

二十九日。李謹行率兵二十萬屯買肖城。我軍擊走之、得戰馬三萬三百八十匹。其餘兵仗稱是。

二十九日。李謹行、兵二十萬を率いて買肖城に屯す。我が軍、之を擊走し、戰馬三萬三百八十匹を得たり。其餘の兵仗も是に稱し。

F 同年九月条

遣使入唐貢方物。

使を遣わし唐に入り方物を貢す。

G 同年九月条

緣安北河設關城、又築鐵關城。

安北河に緣りて關城を設け、又た鐵關城を築く。

H 同年条

靺鞨入阿達城却掠。城主素那逆戰死之。

靺鞨、阿達城に入り却掠す。城主素那、逆戦するものに死す。

I 同年条

唐兵與契丹・靺鞨兵來圍七重城、不克。小守儒冬死之。

唐兵、契丹・靺鞨兵と來たりて七重城を圍むも、克たず。

小守儒冬、之に死す。

J 同年条

靺鞨又圍赤木城滅之。縣令脫起率百姓拒之、力竭俱死。

靺鞨、又た赤木城を圍み之を滅ぼす。縣令脫起、百姓を率いて之を拒ぐも、力竭きて俱に死す。

K 同年条

唐兵又圍石峴城拔之。縣令仙伯・悉毛等力戰死之。

唐兵、又た石峴城を圍み之を拔く。縣令仙伯・悉毛等、力戰するものに死す。

L 同年条

又我兵與唐兵大小十八戰、皆勝之。斬首六千四十七級、

得戰馬二百匹。

又た我が兵、唐兵と大小十八戰して、皆な之に勝つ。斬

首すること六千四十七級、戰馬を得ること二百匹なり。

M 文武王一六年（六七六）七月条

唐兵來攻道臨城拔之。縣令居尸知死之。

唐兵、來たりて道臨城を攻め之を拔く。縣令居尸知、之

に死す。

N 同年一二月条

冬十一月。沙滄施得領船兵、與薛仁貴戰於所夫里州伎伎

浦、敗績。

冬十一月。沙滄施得、船兵を領し、薛仁貴と所夫里州伎

伎浦に戦うも、敗績す。

O 同年一二月条

又進大小二十二戰克之。斬首四千餘級。

又た進みて大小二十二戰して之に克つ。斬首すること、

四千餘級なり。

これらの記述によると、新羅の謝罪によつて戦争が終結した〔記事A・B〕とみられる直後に、唐軍が來攻し〔記事C〕、

唐軍と交戦中である〔記事D・E〕にもかかわらず、新羅が

朝貢したという〔記事F〕。その後も翌年まで戦役が続いた

ことになる。

この一五年条の不可解さを池内氏は「錯乱」と呼び、『三国史記』の記事が信用できない大きな根拠としてきた。だが、

古畑氏によれば、文武王一五年条は、

二月条 〔A〕〔B〕〔C〕

九月条 〔D〕〔E〕〔戦役記事〕

〔F〕〔G〕〔戦役無関係の九月記事〕

日付無関係記事 〔H〕〔I〕〔J〕〔K〕

〔地方城主の奮戦・戦死記事〕

〔L〕〔戦役総括記事〕

という規則性のある配列になっており、粗雑でもなく錯乱しているわけでもない。

一方、ジェミスン説は、新羅人の視点を尊重するという立場から、『三国史記』の記述をそのままに理解する手法をとった。その後の研究でも、不可解な記事配列をいかに整合的に理解するのかという作業が行われてきた。<sup>14)</sup>しかし、そのような方法は必ずしも新羅人の視点に迫るものではないと考えられる。

そこで『三国史記』の引用記事について検討してみたい。

この検討を通じ、引用記事が存在することで一五年条が錯乱しているようにみえるのだということと、一五年条の記事配列を新羅人の視点と見なすことはできないことを明らかにする。

さて、羅唐戦争関連記事のうち、引用記事は〔X・A・B・F〕の四つだけである。引用記事の典故に関する考証はすでに池内氏が行っており、<sup>15)</sup>本稿もその見解を参照しつつ、四つの記事の典故を確認してみよう。

文武王一四年正月条〔記事X〕は、次の『資治通鑑』卷二〇二・唐紀・上元元年（六七四）正月壬午条の引用である。

春正月壬午。以左庶子同中書門下三品劉仁軌爲雞林道大總管、衛尉卿李弼・右領軍大將軍李謹行副之、發兵討新羅。時新羅王法敏旣納高麗叛衆、又據百濟故地、使人守之。上大怒、詔削法敏官爵、其弟右驍衛員外大將軍臨海

郡公仁問在京師、立以爲新羅王、使歸國。

春正月壬午。左庶子同中書門下三品劉仁軌を以て雞林道大總管と爲し、衛尉卿李弼・右領軍大將軍李謹行もて之に副とし、兵を發して新羅を討たんとす。時に新羅王法敏、既に高麗の叛衆を納め、又た百濟の故地に據りて、人をして之を守らしむ。上、大いに怒りて、詔して法敏の官爵を削りて、其の弟右驍衛員外大將軍臨海郡公仁問の京師に在るに、立てて以て新羅王と爲し、歸國せしめんとす。

とあり、新羅王が主語となり、いくつかの言葉の順序が入れ替わっているものの、基本的な内容に変化はない。なお、新羅の征討軍を派遣する記事は他の中国史書にも存在するが、〔記事X〕は『資治通鑑』を引用したものとみられる。他の史書は上元元年二月条のこととしているなかで、<sup>16)</sup>『資治通鑑』だけが正月条のこととしているからである。

文武王一五年二月条〔記事A〕は、『資治通鑑』卷二〇二・唐紀・上元二年（六七五）二月条を引用している。そこには、

二月。劉仁軌大破新羅之衆於七重城。又使靺鞨浮海、略新羅之南境、斬獲甚衆。仁軌引兵還。詔以李謹行爲安東鎮撫大使、屯新羅之買肖城以經略之。三戰皆捷。新羅乃遣使人貢且謝罪。上赦之、復新羅王法敏官爵。金仁問中道而還、改封臨海郡公。

二月。劉仁軌、新羅の衆を七重城に大いに破る。又た靺

鞬をして海に浮かべ、新羅の南境を略せしめ、斬獲すること甚だ衆し。仁軌、兵を引きて還る。詔して李謹行を以て安東鎮撫大使と爲し、新羅の買肖城に屯し以て之を経略せしめんとす。三戦して皆な捷つ。新羅、乃ち使を遣わして入貢し、且つ謝罪す。上、之を赦し、新羅王法敏の官爵を復す。金仁問、中道にして還り、改めて臨海郡公に封ず。

とあり、一部語句が省略され、かつ李謹行による買肖城戦闘の記述が削除されているが、「記事A」の典拠となっていることは明らかである。

続く〔記事B〕は『新唐書』卷二二〇・新羅伝から引用されている。すなわち、

上元二年二月。仁軌破其衆於七重城、以鞬鞬兵浮海略南境、斬獲甚衆。詔李謹行爲安東鎮撫大使、屯買肖城三戰、虜皆北。法敏遣使入朝謝罪、貢篚相望。仁問乃還辭王、詔復法敏官爵。然多取百濟地、遂抵高麗南境矣。置尙・良・康・熊・全・武・漢・朔・溟九州。州有都督統郡十或二十。郡有大守、縣有小守。

上元二年二月。仁軌、其の衆を七重城に破り、鞬鞬兵を以て海を浮かび南の境を略せしめ、斬獲すること甚だ衆し。詔して李謹行もて安東鎮撫大使と爲し、買肖城に屯して三戦するに、虜皆な北ぐ。法敏、使を遣わして入朝し謝罪し、篚を貢すること相い望む。仁問、乃ち還りて

王を辭すれば、詔して法敏の官爵を復せしむ。然るに多く百濟の地を取り、遂に高麗の南境に抵る。尙・良・康・熊・全・武・漢・朔・溟の九州を置く。州に都督有り郡十、或は二十を統ず。郡に大守有り、縣に小守有り。

とあり、傍線部の箇所を引用していることがわかる。また買肖城の戦闘が引用されていないのは、文武王一五年九月二九日条〔記事E〕に新羅側の所伝による買肖城戦闘の記事があり、それと置き換えられたためであろう。

文武王一五年九月条〔記事F〕は、『冊府元龜』卷九七〇・外臣部・朝貢三に、

九月。新羅王金法敏、遣使獻方物。

九月。新羅王金法敏、使を遣わして方物を獻ず。

とあり、これを引用したものである。

## (2) 中国史料の引用意図

それでは、中国史料は何のために引用されたのだろうか。この点については、引用記事の機能に注目する必要がある。先述した『資治通鑑』上元元年正月条を引用した記事が『三国史記』では〔記事X〕の他に二か所認められ、それらが手掛かりとなる。一つは、『三国史記』卷四四・金仁問伝であり、そこには、

上元元年。文武王納高句麗叛衆、又據百濟故地。唐皇帝大怒、以劉仁軌爲鷄林道大摠管、發兵來討、詔削王官爵。

時仁問爲右驍衛員外大將軍臨海郡公在京師、立以爲王、令歸國以代其兄。仍策爲雞林州大都督開府儀同三司。仁問懇辭、不得命、遂上道。會王遣使入貢且謝罪。皇帝赦之復王官爵。仁問中路而還亦復前銜。

上元元年。文武王、高句麗の叛衆を納め、又た百濟の故地に據る。唐皇帝、大いに怒り、劉仁軌を以て雞林道大摠管と爲し、兵を發して來討せしめんとし、詔して王の官爵を削らしむ。時に仁問、右驍衛員外大將軍臨海郡公たりて京師に在るに、立てて以て王と爲し、歸國して以て其の兄に代えしめんとす。仍りて策して雞林州大都督開府儀同三司と爲す。仁問、懇ろに辭し、命を得ずして、遂に上道せんとす。會々王、使を遣わして入貢し且つ謝罪せしむ。皇帝、之を赦し王の官爵を復す。仁問、中路にして還りて亦た前銜に復す。

とある。一見してわかるとおり、傍線部は語句の一部改変があるものの、『資治通鑑』上元元年正月条を引用しており、後半の「會王遣使」以降の部分も語句の類似から『資治通鑑』上元二年二月条の引用であることは明らかである。そして金仁問伝には、「記事X・A」と同様に、上元年間に唐が新羅を征討することになった経緯と、新羅が謝罪したこと、唐に赦免された経緯が記されている。

もう一つは『三国史記』卷四三・金庾信伝下である。それによれば、

初法敏王納高句麗叛衆、又據百濟故地有之。唐高宗大怒、遣師來討。唐軍與靺鞨營於石門之野。王遣將軍義福・春長等禦之、營於帶方之野。

初め法敏王、高句麗の叛衆を納め、又た百濟の故地に據りて之を有す。唐の高宗、大いに怒り、師を遣わして來討せしむ。唐軍、靺鞨と石門の野に營す。王、將軍義福・春長等を遣わして之を禦がんとし、帶方の野に營す。

とあり、傍線部に『資治通鑑』上元元年正月条からの引用記事が確認できる。実は、この金庾信伝における引用の仕方こそ、『資治通鑑』の記事を引用した意図がはっきりとうかがえる。右の引用記事の後に続く石門の戦いとは、六七二年に起きた新羅と唐の会戦であり、新羅が多くの戦死者を出して大敗したことで知られている。

ここで重要なのは、本来六七四年の出来事である『資治通鑑』の記事を六七二年の石門の戦いの直前に挿入している点である。時間を遡及させて右の引用記事を用いることで、新羅と唐がなぜ対立しているのかを説明している。

右の引用事例から「記事X・A」は唐との対立の経緯を説明するために用いられていることがわかる。『三国史記』の独自記事中には、唐となぜ対立に至ったのか、またその関係は修復されたのかについては記されていない。したがって、戦争の勃発経緯と終息の過程を補うために、『三国史記』の編纂者が挿入したと考えられる。

また九月条〔記事F〕に『冊府元龜』を引用したのは、買肖城の戦いを独自記事に差し替えたことと、『資治通鑑』上元二年二月条の文脈を尊重したことに関係がある。

『資治通鑑』の上元元年二月条によれば、新羅は買肖城の戦いで敗北した後、唐に謝罪使節を派遣したとある。だが、『三国史記』は引用記事から買肖城の戦いのみを削除して、謝罪使節を派遣した事実は残している。そして買肖城の戦いを九月二十九日のこととしているが、『資治通鑑』の文脈を尊重するのであれば、買肖城の戦いの直後に謝罪使節の派遣がなくてはならない。それゆえ『冊府元龜』に新羅の朝貢記事を引用したのである。<sup>18)</sup>

以上の検討からわかるとおり、『三国史記』は、中国史料を借用して、新羅と唐の対立から関係回復に至るまでの経緯を説明している。そのように理解すると、この『三国史記』文武王一五年条の文脈は、新羅人の視点によるものとはいえず、後世の『三国史記』編纂者金富軾の意図が介在しているといえるだろう。よって、ジェミスン説のように、『三国史記』の文脈をそのままに理解することは、羅唐戦争を新羅側の視点から見ることには直結しないことになる。『三国史記』の文脈を尊重し、引用記事までも含めた一五年条を史料的に整合化したとしても、新羅側の視点に立てるわけではないのである。

同時に、錯乱しているとされてきた文武王一五年条の不可

解さの要因も、この検討結果から理解できるようになる。前節で検討したとおり、羅唐戦争関連記事は、新羅人の手になる原典があり、それを基にして『三国史記』の独自記事は構成されている。しかしながら、文武王一四年条・一五年条には、中国史料からの引用記事が挿入されたことよって、本来の新羅側の視点に立つ独自記事の文脈のなかに、中国側の視点が生じるようになってしまった。そのため、『三国史記』では終戦の後に再度開戦するという極めて不可解な文脈が成立してしまつたと推測される。

### 三 文武王一四・一五・一六年条と新羅の対唐意識

#### (一) 新羅側の開戦記事

これまでの検討で池内説とジェミスン説は、いずれも新羅側の視点に立脚できていないことが明白になった。また、『三国史記』の独自記事は新羅人の視点が残されていると考えられるが、『三国史記』の文脈そのままが新羅人の視点ではないことも確認できた。そこで次に、新羅側の視点からみた文武王一四年から一六年にかけての羅唐戦争像の復元を試みたい。

前節の考察によつて、不可解な記事配列の要因は、引用記事が挿入されたことで唐側の視点が混在していることに求め

られることをつきとめた。したがって、引用記事〔X・A・B・F〕を全て除外して、『三国史記』に混入した唐側の視点を排除することができれば、新羅側の視点から一四・一五  
年条を再構成することができるだろう。

まず一四年条を検討してみよう。一四年正月条〔記事X〕を排除したとしても、一四年条の理解には特に問題が発生しない。それは、引用記事以外に羅唐戦争と関連する記事がないからである。二月に庭園を整備した記事、軍事関連では八月と九月に閩兵を行った記事がみられるが、直接的な戦闘などは行われていなかったとみられる。つまり、一四年の時点では、両軍はまだ開戦していなかったのである。

一四年段階では開戦していなかったということを前提として、一五年条を検討しよう。一五年条にある三つの引用記事〔A・B・F〕を排除してみると、〔記事B〕の直後に置かれた〔記事C〕が注目される。

〔記事C〕によれば、唐兵とそれに与する契丹と靺鞨の兵が襲来し、それに対応するために新羅が九軍を出動させたという。従来、〔記事A・B〕に示された七重城の戦いと謝罪使節派遣の後に、再度の開戦を伝える〔記事C〕が存在していたため、終戦した直後に再び唐軍が攻め寄せるといって、極めて不可解な記事配列になっていた。だが、〔記事A・B〕を除去したうえで、〔記事C〕を新羅側からみた開戦記事とみなすと、これ以降に唐との戦闘記事が続くことも理解可能

である。では、この作業のみで新羅側の視点を復元したといえるのだろうか。

## (2) 地方城主奮戦記事

二月条に開戦記事があったとすると、戦闘が記録されている九月条〔記事D〕までかなり期間が空くことになってしまふ。この空白期間の問題を考えるうえで、見逃せないのが一五年条における地方城主の戦死と奮戦を伝えた記事群〔H・I・J・K〕（以降、地方城主奮戦記事と称する）である。地方城主奮戦記事は、その戦闘に関する記述が簡略である点、また〔記事H・I〕が新羅の東北方面という辺境での戦闘と考えられてきたことから、羅唐戦争の主要な戦闘とは考えられてこなかった。しかし、これら地方城主奮戦記事は、新羅側独自の視点による羅唐戦争の記録として貴重な史料であり、戦争のいかなる局面にあたるのか再考の余地がある。

地方城主奮戦記事は、いつ頃の出来事なのだろうか。九月条〔記事D・E・F〕の直後にあるので、九月の出来事とする見方もあるが、阿達城の戦い〔記事H〕で戦死した素那に関する記録を看過してはならない。素那については立伝されており、『三国史記』卷四七・素那伝に、

百濟滅後、漢州都督都儒公請大王、遷素那於阿達城、俾禦北鄙。上元二年乙亥春。阿達城太守級浪漢宣、教民以某日齊出種麻、不得違令。靺鞨諜者認之、歸告其酋長。

至其日、百姓皆出城在田。靺鞨潛師猝入城、剽掠一城。老幼狼狽不知所爲。素那奮刃向賊、大呼曰、爾等知新羅有沈那之子素那乎。固不畏死以圖生。欲鬪者曷不來耶。遂憤怒突賊。賊不敢迫、但向射之。素那亦射、飛矢如蜂。自辰至酉、素那身矢如猬。遂倒而死。

百濟の滅ぶる後、漢州都督都儒公、大王に請いて素那を阿達城に遷し、北鄙を禦がしむ。上元二年乙亥春。阿達城大守級浪漢宣、民に教して某日を以て齊しく出でて麻を種え、令に違うることを得ざらしむ。靺鞨の諜者、之を認め、歸りて其の酋長に告ぐ。其の日に至り、百姓皆な城を出でて田に在り。靺鞨、師を潛め猝かに城に入り、一城を剽掠す。老幼、狼狽して爲す所を知らず。素那、刃を奮ひて賊に向かい、大呼して曰わく「爾等、新羅に沈那の子素那を知るか。固より死を畏れて以て生くることを圖らず。鬪わんと欲する者、曷ぞ來ざるや」と。遂に憤怒して賊を突く。賊、敢えて迫らずして、但だ向かいて之を射る。素那も亦た射れば、飛矢は蜂のごとし。辰より酉に至り、素那の身の矢は猬のごとし。遂に倒れて死す。

とあり、素那の阿達城での奮戦が本紀よりも詳細に記述されている。右の記事で阿達城の戦闘時期が上元二年の春となっていることに注目したい。阿達城の戦いは、九月以前の出来事なのである。

次に、阿達城の戦いが羅唐戦争とどのように関わるのかという点である。阿達城は、現在の江原道伊川郡安峽に位置し、本紀、列伝ともにそこへ靺鞨が攻め寄せたとしている。一見すると、唐との戦争には関係がないようである。しかし、「記事C」には唐軍とともに来襲する契丹兵と靺鞨兵も見えることから、敵兵が靺鞨であったとしても、むしろ羅唐戦争の一局面として捉えられる。

また、素那が戦死した際の贈官にも注目したい。列伝によれば、素那は逆浪という新羅第三位の官位を贈られている。

【表4 戦死者に対する贈官一覧】は、羅唐戦争前後の新羅人戦死者のなかで贈官された事例を集めたものである。本表をみれば、素那の贈官が格別に高位を授けられたものであり、彼が厚遇されていることがわかる。同時期に唐との戦いという一大決戦を遂行していた新羅が、それと全く無関係な戦いで戦死した人物をこれほど厚遇するとは考えづらい。以上の二点から阿達城の戦いは羅唐戦争の重要な局面であったと推測できる。

その他の地方城主奮戦記事はどうであろうか。儒冬が戦死した七重城の戦い〔記事I〕は、中国側史料にもある七重城の戦いについての新羅側の所伝であると推測される。新羅と唐が会戦した七重城の戦いは、中国側史料にも記録された大きな戦いであることから、朝鮮側史料にも独自の記録がなかったとは考えにくい。たとえば、前述した新羅と唐の一大会戦

【表4 戦死者に対する贈官一覧】

	人名	戦死した戦争	贈官	出身／親・自身の官位
1	訥催	百済との戦いで戦死(624)	緞滄(第9位)	沙梁部。大奈麻(第10位)都非の子。
2	竹竹	百済との戦いで戦死(642)	緞滄(第9位)	大耶州人。撰干(外位第5位。第11位相当)郝熱の子。
3	龍石	百済との戦いで戦死(642)	大奈麻(第10位)	出身不明。舎知(第13位)。
4	金歆運・穢破	百済との戦いで戦死(655)	一吉滄(第7位)	歆運：奈密王8世孫。迺滄(第3位)達福の子。花郎。
5	狄得・宝用那	百済との戦いで戦死(655)	大奈麻(第10位)	不明。
6	驟徒	百済との戦いで戦死(654～661の間)	沙滄(第8位)	沙梁部。奈麻(第11位)聚福の子。
7	官昌	百済との戦いで戦死(660)	緞滄(第9位)	出身不明。伊滄(第2位)品日の子。花郎。
8	匹夫	高句麗との戦いで戦死(660)	緞滄(第9位)	沙梁部。阿滄(第6位)尊台の子。
9	金相京	高句麗との戦いで戦死(668)	一吉滄(第7位)	不明。
10	夫果	羅唐戦争中に百済で戦死(671)	沙滄(第8位)	沙梁部。奈麻(第11位)聚福の子。
11	素那	羅唐戦争中に靺鞨との戦いで戦死(675)	迺滄(第3位)	白城郡地山人。官位は不明。
12	逼実	報德国との戦いで戦死(684)	沙滄(第8位)	沙梁部。奈麻(第11位)聚福の子。

※ 『三国史記』の新羅本紀と列伝から羅唐戦争前後で戦死して贈官した人物を抜粋。

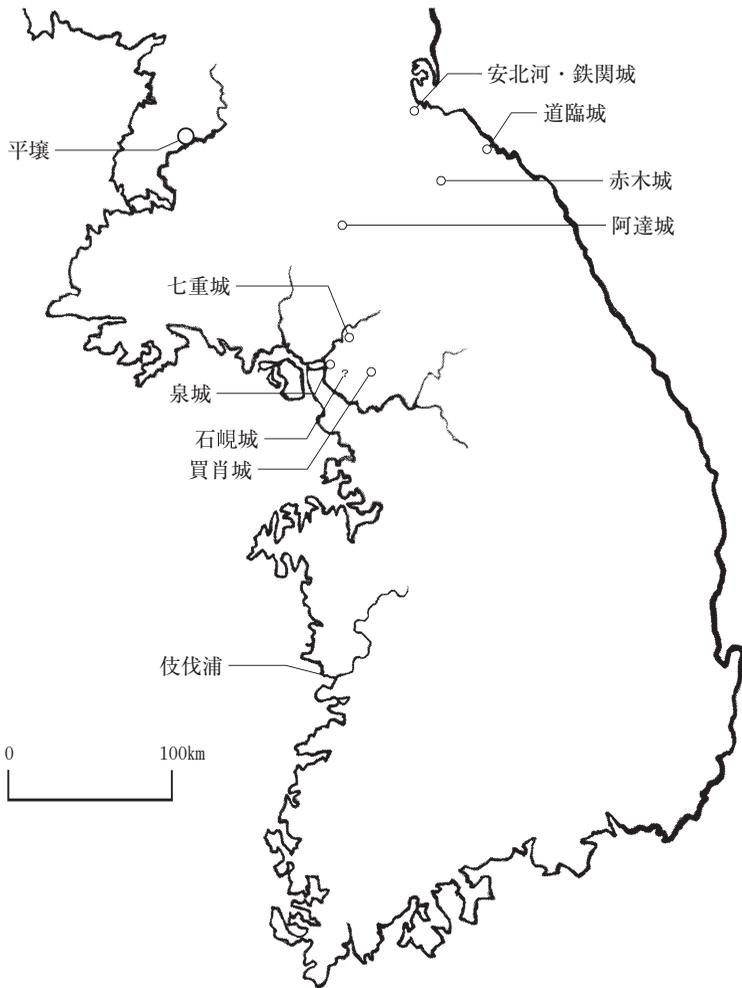
であった石門の戦い、買肖城の戦いなどは、両国の史料に記録されている。また〔記事I〕は、非常に簡略な記述であるが、唐兵・契丹兵・靺鞨兵が来攻したことを伝えており、唐軍の大規模作戦であった蓋然性が高い。したがって、〔記事I〕を新羅側所伝の七重城の戦いの記録とみてよいだろう。なお、七重城は、現在の京畿道坡州市積城にあった。

赤木城の戦い〔記事J〕は、現在の江原道淮陽における戦闘であり、阿達城と同じく新羅の東北方面における靺鞨との戦いである。それゆえ、阿達城の戦いと連関する戦闘である可能性は高く、東北方面における羅唐戦争の一局面であるとみてよいだろう。

〔記事K〕にみえる石峴城は、正確な現在地は未詳だが、漢江と臨津江の間の地方に比定されている。七重城、買肖城から遠くないことと、戦闘相手が唐兵であることから、〔記事K〕は七重城、泉城、買肖城における唐軍との戦闘と関連する戦いであったとみられる。

このように地方城主奮戦記事を検討すると、いずれも羅唐戦争の一面面を伝えているものとして理解できる。しかも、羅唐戦争の戦場は、唐の主力兵と戦った七重城、石峴城、泉城、買肖城があった漢江・臨津江周辺と、靺鞨兵と戦った阿達城、赤木城があった東北方面の二箇所が存在していたことを確認できる〔略地図 羅唐戦争675・676年の戦場〕。

以上のように地方城主奮戦記事を理解すると、〔記事H・



【略地図】 羅唐戦争675・676年の戦場

※井上秀雄『新羅史基礎研究』附録「1 新羅州郡県図」（東出版、1974年）、  
 李相勲『羅唐戦争研究』図7「買肖城役要図」（千尋堂、2012年、219頁）  
 などを参照して作図。

I・J・K)は九月以前の戦いとみるべきではないかと考えられる。地方城主奮戦記事を開戦記事〔C〕の後、九月条〔記事D〕以前に置くと、戦争の流れを次のように整合的に理解できるのである。

二月、新羅は、唐軍が契丹兵・靺鞨兵を率いて来襲することを予見し、応戦のため出陣した。唐と協力した靺鞨兵は、東北方面からも侵入し、阿達城と赤木城を攻略している。一方、唐軍の主力は、西海岸沿いに南下したとみられる。七重城、石峴城など漢江・臨津江附近で新羅軍は唐軍と会戦するも、劣勢を強いられた。だが、九月の泉城、買肖城の戦いにおいては新羅軍が勝利を収めた。すなわち、新羅が当初の劣勢を挽回して唐軍に勝利したのである。

戦役の順序をこのように捉えることで、鉄関城を築いた記事〔G〕と戦争総括記事〔L〕の位置付けも明確になる。前者は、東北方面の靺鞨兵の侵入に備えた新羅側の対策と考えられ、〔記事H・J〕の東北方面の戦闘よりも前に築かれた可能性があり、地方城主奮戦記事とともに九月以前のこととしてよいと考える。後者は、新羅の最終的な戦果を伝える戦争総括の記事であるので、九月二九日条〔記事E〕の後に置くべきであろう。

一五年条の文脈を右のように整理すると、一六年条の記事もほぼ同様の文脈であることに気付く。七月条の道臨城の戦い〔記事M〕は、前年から続く東北方面における唐側勢力と

の戦いとみられ、ここでも新羅軍の苦戦が伝えられる。そして、一月に新羅軍は伎伐浦で薛仁貴と戦うも大敗してしまつた〔記事N〕。しかし、その後は大小二二の戦いに勝つたとされ、前年と同じく劣勢を巻き返して最終的には勝利したものととして、一連の戦争を締めくくっている〔記事O〕。

### (3) 唐に対する敵対意識

再構成した文武王一五・一六年条を提示すると次の通りとなる。

① C (文武王十五年二月) 聞唐兵與契丹靺鞨兵來侵、出九軍待之。

② G 緣安北河設關城、又築鐵關城。

③ H 靺鞨入阿達城却掠。城主素那逆戰死之。

④ I 唐兵與契丹・靺鞨兵來圍七重城、不克。小守儒冬死之。

⑤ J 靺鞨又圍赤木城滅之。縣令脫起率百姓拒之、力竭俱死。

⑥ K 唐兵又圍石峴城拔之。縣令仙伯・悉毛等力戰死之。

⑦ D 秋九月。薛仁貴以宿衛學生風訓之父金眞珠伏誅於本國、引風訓爲鄉導來攻泉城。我將軍文訓等逆戰勝之、斬首一千四百級、取兵船四十艘。仁貴解圍退走。得戰馬一千匹。

⑧ E 二十九日。李謹行率兵二十萬屯買肖城。我軍擊走之、

得戰馬三萬三百八十匹。其餘兵仗稱是。

⑨ I 又我兵與唐兵大小十八戰、皆勝之。斬首六千四十七級、得戰馬二百匹。

⑩ M (文武王十六年七月) 唐兵來攻道臨城拔之。縣令居尸知死之。

⑪ N 冬十一月。沙滄施得領船兵、與薛仁貴戰於所夫里州伎伐浦、敗績。

⑫ O 又進大小二十二戰克之。斬首四千餘級。

このように整理した文武王一五・一六年条から新羅の羅唐戦争の終結に対する意識と関わるものとして次の二点を指摘できる。第一に、緒戦こそ敗北するものの、重大な決戦においては新羅が全て勝利しているという点である。第二に、謝罪使節を派遣するなどの唐との外交交渉に関する記録が独自記事には全くなく、戦争は新羅が軍事的に勝利したことによって終結したとされている点である。すなわち、新羅からすると、羅唐戦争はあくまでも侵略してきた唐軍を自身の軍事力によって撃退することで終結したものと捉えていたと考えられる。ここには、唐に対する激しい新羅の対抗意識が見て取れる。

羅唐戦争直後に新羅が唐に対する鋭い対立意識を有していたことは、別の史料からもうかがえる。新羅が建立した皇龍寺、四天王寺、感恩寺、望徳寺などの創寺縁起が『三国遺事』に記録されている。武田幸男氏は、これらの創寺縁起が当時

の新羅人の具体的な国際観と対応していることをかつて指摘した<sup>(26)</sup>。とりわけ唐と関連した創寺縁起を持つ四天王寺のそれが注目される。『三国遺事』巻二・文虎王法敏条に、

相乃東還上聞、王甚憚之、會群臣問防禦策。角千金天尊奏曰、近有明朗法師、入龍宮、傳秘法而來。請詔問之。

朗奏曰、狼山之南有神遊林。創四天王寺於其地、開設道場則可矣。時有貞州使走報曰、唐兵無數至我境、迴槩海上。王召明朗曰、事已逼至。如何。朗曰、以彩帛假構宜

矣。乃以彩帛營寺、草構五方神像、以瑜珈明僧十二員、明朗爲上首、作文豆婁秘密之法。時唐羅兵未交接、風濤

怒起、唐舡皆沒於水。(中略)後年辛未。唐更遣趙憲爲帥、亦以五萬兵來征、又作其法、舡沒如前。

相(義湘)、乃ち東のかた還り上聞するや、王、甚だ之を憚り、群臣を會して防禦策を問う。角千金天尊、奏して曰わく「近ごろ明朗法師有りて、龍宮に入り、秘法を

傳えて來たり。請う、詔して之に問わんことを」と。朗、奏して曰わく「狼山の南に神遊林有り。四天王寺を其の

地に創(はじめ)、道場を開設すれば則ち可ならん」と。時に貞州の使有りて走り報じて曰わく「唐兵無數、我が

境に至り、海上に迴槩す」と。王、明朗を召して曰わく

「事已に逼り至らんとす。如何せん」と。朗、曰わく

「彩帛を以て假構せば宜しからん」と。乃ち彩帛を以て寺を營み、五方に神像を草構し、瑜珈明僧十二員を以て

し、明朗もて上首と爲し、文豆婁の秘密の法を作す。時に唐羅の兵未だ交接せざるも、風濤怒しく起りて、唐缸皆な水に没す。(中略) 後年辛未。唐、更に趙憲を遣わして帥と爲し、亦た五萬の兵を以て來征するも、又た其の法を作すに、缸、没すること前のごとし。

とある。唐の新羅征討軍の襲来が義湘によつて知らされた後、文武王が群臣を集め対応策を協議していた場面である。そこで金天尊の推挙を得た明郎法師が四天王寺の創建を進言したところ、実行された。その後、唐軍が二度来襲した際、いずれも唐船を沈没させる柝棹が行われたという。ここから四天王寺の創寺縁起が反唐的な性格を有していたことがわかる。さらに重要なのは、四天王寺が六七九年に完成したという点である。<sup>27)</sup> すなわち、羅唐戦争の直後である六七九年に反唐的性格を持つ四天王寺が建立されたことは、新羅内部に反唐的な気分が色濃かったためだと推測される。

また先にも述べた古畑氏によれば、新羅と唐は、六七〇年代から六八〇年代にかけては積極的な交渉がなく、六九〇年代以降になって、両者の関係は改善し、七〇〇年代に入り、対立以前の状態にまで回復した<sup>28)</sup> という。そのように新羅が唐と積極的に友好関係の構築を働きかけなかった背景には、本稿で示したように、羅唐戦争の結果、唐に対する鋭い対立意識を新羅が持っていたことがあったことも考慮すべきであろう。

以上のように、戦争直後の新羅が唐に対して敵対的な意識を持つていたということは、ほぼ確実である。それゆえ、本稿が示したような新羅の唐に対する強い対抗意識は、同時代の新羅人のものとみてよいと考える。

## 結 論

本稿の各節で検討した内容をまとめ、あわせて今後の課題や展望を示そう。

第一に、『三国史記』の羅唐戦争関連記事は、金庾信行録、新羅諸將の軍功記録などの、新羅人によつて書かれた軍事的な記録が根拠になっているとみられ、そこに新羅人の視点は確かに残されていた。したがって、池内説のような新羅側史料の独自性を無視した史料考証の方法は妥当ではない。『三国史記』の編纂は、新羅よりも大きく時代の下つた高麗時代の一一四五年であるものの、少なくとも羅唐戦争前後の武烈王・文武王代の史料については同時代の新羅人の古記録が基になっており、『三国史記』より編纂の早い中国史料にも劣らない史料的价值を持っている。今回の検討では、『三国史記』と中国史料が齟齬する問題に対する見解は提示できなかつたが、この点については今後の課題としたい。

第二に、『三国史記』の文武王一五年条には、中国史料からの引用記事が混在しており、それは後代の『三国史記』の

編纂者によって挿入されたものであった。この引用記事があることで、新羅の視点と唐の視点が混在した不可解な記事配列を持つ文武王一五年条が成立したとみられる。すなわち、不可解な記事配列を持つ文武王一五年条は、新羅人の視点を直接反映しているわけではない。したがって、ジェミスン説の方法も新羅の視点に接近できていないことがわかった。「三国史記」を無批判に新羅人の視点が反映されたものと見なしてはならないのである。

第三に、引用記事を除外したうえで、地方城主奮戦記事に着目して文武王一五年条を再構成した。その再構成された羅唐戦争の終結期は、新羅が唐に軍事的に勝利する過程として描かれており、ここに新羅の唐に対する鋭い対立意識が見出された。かかる対唐意識が存在していることを確認したことで、その後の新羅の対唐政策の推移も理解することができる。そしてこの対唐観は、四天王寺の創建思想との関連性が推測されることから、新羅の国内統治にも何らかの影響を与えていたと考えられ、いわゆる統一新羅の諸政策の理解にも役立つと思われる。

また、新羅の唐への強い対抗意識は、唐側にどのような把握されていたのだろうかという問題がある。かなり不遜な態度として、唐は悪感情を持っていたであろう。だからこそ、儀鳳三年には新羅再征討計画が立案され、七〇〇年代に至るまで新羅の官爵が元通りにならなっただとも考えられる。この

ような新羅の対唐意識を前提として当時の国際情勢を再検討することは、新羅の東アジアのなかでの位置づけを見直すことにもつながるだろう。

注

(1) 池内宏「高句麗滅亡後の遺民の叛乱及び唐と新羅との関係」『滿鮮史研究』上世第二、一九六〇年、西嶋定生「東アジア世界と冊封体制—六〜八世紀の東アジア」『古代東アジア世界と日本』岩波書店、二〇〇〇年所収。『岩波講座 日本歴史』第二巻、一九六二年初出。

(2) 古畑徹「七世紀末から八世紀初にかけての新羅・唐関係—新羅外交史の一試論」『朝鮮学報』一〇七、一九八三年。

(3) 池内前掲論文。

(4) 古畑前掲論文九頁。

(5) 西嶋定生前掲論文は、羅唐戦争の経過については、池内説の史料批判を土台としている。また薛仁貴の行跡を分析した黄約瑟氏は、後述のジェミスン説や古畑氏の論をふまえながらも、朝鮮半島における薛仁貴の行動については池内説に従って整理している〔兩唐書薛仁貴伝〕『第一屆國際唐代學術會議論文集』台湾学生書局、一九八九年。近年、新羅・唐の關係史に関する論考を多く著している裨根興氏も、羅唐戦争終結の過程については池内説と黄氏の論に依拠した検討を行っている〔七世紀中葉唐与新羅關係研究〕中国社会科学出版社、二〇〇三年、二〇六一—二〇七頁。

(6) Jhon C. Jamieson「羅唐同盟の瓦解—韓中記事聚合と比較」『歴史学報』四四、一九六九年。

(7) 閔徳植「羅・唐戦争에 관한 考察—買肖城 전투를 중심으로—」『史学研究』四〇、一九八九年、許重權「新羅統一戦争史의 軍

事学的的位置」(韓国教員大学校、博士学位論文、一九九五年)、徐仁漢『羅唐戦争史』(国防軍史研究所、一九九九年)、徐榮教『古代朝鮮唐戦争史研究』(아세아문화사、二〇〇六年)、盧泰敦『古代朝鮮三国統一戦争史』(橋本繁訳、岩波書店、二〇〇二年。原題『삼국 통일전쟁사』ソウル大学出版部、二〇〇九年)、李相勲『나당전쟁 연구』(주류성、二〇一二年)など。

- (8) 稲葉岩吉『三国史記の批判』(朝鮮)一九二、一九三二年、末松保和『旧三国史と三国史記』(『青丘史草』第二所収、一九六六年所収。『朝鮮学報』三九・四〇合輯、一九六六年初出)、田中俊明『三国史記』撰進と『旧三国史』(『朝鮮学報』八三、一九七七年)などの見解によれば、高麗時代に『三国史記』より先行する史書として『旧三国史』が存在していたが、新羅系出身の金富弼が自身の政治的立場の優位性を確立するため、新羅中心の『三国史記』を編纂したことが指摘されている。
- (9) ジェミスン前掲論文。

- (10) 末松保和「百済の故地に置かれた唐の州県について―池内博士の近業を読む―」(『青丘学叢』一九、一九三五年)。
- (11) 飯島忠夫「三国史記の日蝕記事について」(『東洋学報』一五・三、一九二六年)。
- (12) 『三国史記』巻四・新羅本紀・真興王六年秋七月条。
- (13) 高寛敏『三国史記』の一原典としての『金庾信行録』(『三国史記』の原典的研究)雄山閣出版、一九九六年所収)。
- (14) 李相勲前掲著二〇五―二七頁。
- (15) 池内前掲論文。
- (16) 『唐会要』巻九五・新羅条、『旧唐書』巻五・高宗本紀、『新唐書』巻三・高宗本紀、『冊府元龜』巻九八六・外臣部・征討五は六七四年の二月のこととする。
- (17) 朝鮮側では『三国史記』新羅本紀・文武王二二年八月条、中国

側では『旧唐書』高宗本紀、『新唐書』高麗伝、『資治通鑑』咸亨三年二月条などに戦闘のことが記されている。

- (18) 古畑前掲論文は、九月条(「記事F」)が『冊府元龜』から引用された理由について本稿と同様の推測を行っている。ただし、古畑氏は、二月の使者派遣と九月の使者派遣に対して、史料系統の異なる二つの史料から、同一の使者の記事を『三国史記』が引用したものの二つの見解を示している。その可能性は否定できないが、『三国史記』独自記事に使者を派遣したか否かに関する記事がないことから、新羅の使者派遣は一度だけであるとも断定できない。本稿では、この問題については保留とする。

- (19) 『三国史記』巻七・新羅本紀・文武王二四年二月条「宮内穿池造山、種花草、養珍禽奇獸」。
- (20) 『三国史記』巻七・新羅本紀・文武王二五年八月条「大閔於西兄山下」、同一五年九月条「幸靈廟寺前路閱兵、觀阿浪薛秀眞六陣兵法」。
- (21) 池内前掲論文。
- (22) 李相勲前掲著二〇五―二七頁。

(23) 池内前掲論文も、素那伝を根拠にして阿達城の戦い(「記事H」)は九月ではなく春の出来事という見解を示している。

- (24) 表4の「出身/親・自身の官位」の項からわかるように、本人の生前の官位が明確なものは少なく、例外として龍石が舍知であったことがわかるだけである。しかし、親の官位が示された例は多く、それと比べるとほとんどは一から三段階上の官位が贈られたようである。ただし、金歆運、官昌、匹夫は親よりも数段低い官位が贈られている。これは、金歆運、官昌の事例をみると、若くして戦死しており、本人が親よりも低い官位であったからであろう。素那の場合、親の官位と自身のそれも不明だが、出身が白城郡蛇山の人とあり、王京の人ではない。新羅の場合、六七四年以

前まで王京に住まない地方人は、外位という官位が与えられ、京位を与えられる王京の人と区別されていた。それゆえ、明らかに地方出身である素那が、高い官位を生前有していたとは考えづらい。また同じく地方出身である竹竹が撰干の子であり、死後も級浪を贈られているので、素那も同程度の官位であったとみるべきであろう。いずれにせよ、王京の人ではない素那が、本来は真骨(王族)が独占する大阿浪(第五位)以上の官位である逆浪を贈官された事実は、特例とみてよい。

(25) 池内前掲論文。

(26) 武田幸男「創寺縁起からみた新羅人の国際観」(中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢編集委員会編『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房、一九八六年所収)

(27) 『三国史記』卷七・新羅本紀・文武王一九年八月条「四天王寺成」。

(28) 古畑前掲論文。

(本学博士後期課程在籍・日本学術振興会特別研究員D C)